

＝尼崎市職員労働組合との交渉記録＝

論 矣

平成 17 年度第 14 号
通 算 第 430 号
平成 18 年 1 月 31 日

尼崎市役所総務局
職員部給与課

－合理化・特殊勤務手当の見直し等について－

表記に係る交渉については、条例化や予算措置等の関係から、当初 1 月 24 日を最終期限として行う予定であったが、特殊勤務手当の見直しについて支部での協議がまとまらなかったため、窓口での折衝を断続的に行うなかで、交渉日時を変更し、平成 18 年 1 月 25 日（水）午後 11 時 15 分から一時中断を挟んで、翌 26 日午前 1 時 30 分まで、本庁地下第 1 会議室において、継続協議中であった合理化項目や特殊勤務手当の見直し等について交渉を行った。

また、現行の調整手当の廃止及び地域手当の導入について新たに提案を行った。

なお、特殊勤務手当の見直し提案について、一部修正提案を行った。

◎組合への提案

調整手当の廃止及び地域手当の導入について（メモ）

[別紙1](#)のとおり

特殊勤務手当の見直し等について（修正メモ）

[別紙2](#)のとおり

◎具体的な交渉内容

1 合理化交渉について

課題の要旨

昨年 10 月末に提案した合理化項目について、支部協議等での話し合いが進められているが、各々の提案項目での諸課題について、最終交渉を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p><u>地区施設機能の見直し</u></p> <p>戸ノ内地区にかかる提案はいまだなされていないが、どのような状況なのか。</p>	<p>地元との協議を続けている段階であり、現段階では正式に提案できる状況ではないが、地区施設機能の見直しと同様の方向で整理し、平成 18 年 4 月からの実施に向けて、早急に提案していきたい。</p>
<p>土・日出勤等が想定される、変則的な勤務を要する職場で休日を設定する場合は、これまでの基本どおり、連続した休日を確保することを確認しておく。</p>	<p>原局に対しても、勤務ローテーション上の休日の割振方法に留意する旨を指導していく。</p>
<p><u>消費生活センターにおける啓発業務</u></p> <p>相談員が増えるという提案内容については評価しているが、消費者トラブルに関する相談件数が増加しているなかで、人件費効果分で、さらに相談員を増やすなど、体制の強化に備えるべきだ。</p>	<p>業務内容の充実を目的に、業務量についても十分精査したうえでの合理化提案である。</p>
<p><u>再任用職員の活用について</u></p> <p>合理化提案全般に言えることだが、再任用職員の就労意向調査での希望が少ないということのみをもって、職場を委託化するというのは筋違いではないのか。</p>	<p>提案の内容は、委託化することで、より効率的な運営ができると判断される業務を精査し、決定しているものである。</p> <p>なお、再任用職員の職場や、そのあり方については、引き続き再任用労使協などの場を活用し、協議を進めていきたい。</p>

2 新たな退職管理制度の実施について

課題の要旨

年度途中退職を含む、新たな退職管理制度の適用を受ける職員の範囲を課長補佐以下までとする提案をしているが、組合は誕生日により定年退職日がかわることは、職員間に不公平が生じるとして反対している。（詳細は論点第 423 号参照。）

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>答えは前回までの交渉と同じであり、当局の提案する意図は理解できない。</p> <p>一方的に実施することのないように確認し</p>	<p>この提案については、組合との合意なくして当局が一方的に導入に踏み切ることはしないが、いわゆる「2007 年問題」が社会問題</p>

ておく。	化していることも踏まえ、尼崎市においても職員の積極的な新陳代謝は重要な課題であることを理解して欲しい。
------	---

課題解決への方向性

継続交渉課題として取扱うこととし、今後も協議を重ねていくこととした。

3 調整手当の廃止と地域手当の導入

課題の要旨

地方自治法第 204 条第 2 項において、地方公共団体の職員に支給できる手当にかかる同法の改正が行われ、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市においても調整手当を廃止し、地域手当を導入する条例改正が必要となっている。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
地方自治法の改正に伴う、規定整備の一環としての提案と理解してよいか。	地方自治法の改正により、平成 18 年 4 月 1 日から、現行の調整手当が廃止されることに伴う提案である。条例改正を行わない場合は、平成 18 年 4 月以降、調整手当が法的に支給できなくなる。

4 特殊勤務手当の見直し

課題の要旨

特殊勤務手当の見直しについて、これまでの本部交渉や支部交渉での協議内容をふまえ、詳細な議論を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
修正回答の内容は。また、その修正理由は。	各支部協議での交渉内容をふまえた結果、これまで廃止としていた年末年始手当については、民間での支給状況や、同様の見直しを行っている他都市との均衡を考慮し、1 日あたり 3,000 円を支給するものとした。また、清掃業務手当について、その業務内容を再精査した結果、額を見直したものである。
年末年始手当の廃止が撤回されたことは一定評価するが、その金額については、阪神間他都市と比較しても低水準に抑えられていることは指摘しておく。また、国において規定	特殊勤務手当については、業務の特殊性や手当による措置が市民に理解を得られることを基本に、今後も必要に応じ、新設や廃止も含め話し合っていく。

<p>されて、尼崎市において規定されていない特殊勤務手当の新設についても引き続き協議していくべきである。</p>	
<p>今回廃止される手当が支給されている職場において、厳しい現場業務の実態をどのように理解してくれているのか、という不満の声があがっている。</p>	<p>それぞれの現場業務の困難性や、特殊性については否定するものではないが、今回の見直しの基本的な考え方は、その業務内容が本来の給料に加えて特殊勤務手当を支給するに相応しいかどうか、ということである。</p>

◎妥結事項・継続交渉事項

1月13日・18日・25日の3回にわたる交渉の結果を受け、以下の項目について妥結に至った。

なお、「自動車運転免許更新職免の廃止」等、さらに協議を要するものについては、引き続き交渉を重ねていくこととした。

◎妥結事項

1 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当条例の提案にかかる部分について妥結。

なお、特殊勤務手当の支給にかかる具体的な支給要件や、支給対象者、支給対象業務等、実際の運用にかかる詳細部分については、引き続き協議を重ねる。

また、作業長手当については、作業長の職務職責の整理を現評・支部にて協議していくものとする。

2 合理化提案

提案項目について妥結。

なお、いまだ正式提案に至っていない戸ノ内地域の見直しについても、早い時期に正式提案を行い、改めて協議を行う。

3 調整手当の廃止及び地域手当の導入について

地方自治法の改正に伴う提案と認識し、妥結する。

以上
(給与課)

調整手当の廃止及び地域手当の導入について（メモ）

H18. 1. 25

1 理由

地方自治法第 204 条第 2 項において、地方公共団体の職員に支給できる手当にかかる同法の改正が行われ、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市においても調整手当を廃止し、地域手当を導入する。

2 内容

(1) 支給額

給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。（現行調整手当と同率。）

(2) その他

期末・勤勉手当への算定基礎額への算入方法等、現行の調整手当と同様の取扱とする。

3 実施時期

平成 18 年 4 月 1 日

4 諾否期限

平成 18 年 1 月 25 日

以 上
(給与課)

特殊勤務手当の見直し等について（メモ）

H18. 1. 25

平成 18 年 1 月 13 日付けの提案内容について、次のとおり修正する。

番号	名称	内容	要件	単位	単価 (円)
5	清掃業務 手当	①ごみの収集及び運搬の業務に従事したとき ②①に掲げる業務を除く清掃業務のうち、著しい臭気や粉塵を伴う場所等での作業に従事したとき ③公衆便所の清掃業務に従事したとき	危険 不快 不健康	日	720 (ただし、①に掲げる業務のうち、危険なものを含む収集作業、及び②に掲げる業務のうち、焼却炉内等特に粉塵等の多い場所での作業については360円を加算する。)

(追加)

10	年末年始 手当	12/29～1/3 の間に業務に従事したとき	その他	日	3,000
----	------------	------------------------	-----	---	-------

以 上
(給与課)